●『職業安定行政関係システム(仮称)データセンタにおけるインターネット接続の拡張』に関する質問・回答

No.	回答日	仕様書 章節項	ページ	質問内容	質問の理由	回答
1	3/25	調達仕様書　別冊-１ 第６ 情報システム稼働環境 ２．　ネットワーク構成 （５）　ピアリングの実施	6-5	調達仕様書　別冊-１　第６　２　（５） 「ピアリングに関する技術要件、責任分界については既設のインターネット接続サービス(データセンタ)の事業者間で直接調整すること。」とありますが、資料閲覧資料の通りインターネット接続Ｌ３スイッチに予備ポートがなく既設のインターネット接続サービス（データセンタ）と併設することが困難と考えます。併設しない場合においても、既設サービスとのピアリングは必須でしょうか。	要件を確認するため	ご指摘の点については、各労働局、公共職業安定所、付属施設のインターネット接続サービス（現地ノード）との安定的な接続のために必須となります。
2	3/25	調達仕様書　別冊-１ 第６ 情報システム稼働環境 ２．　ネットワーク構成 （５）　ピアリングの実施	6-5	調達仕様書　別冊-１　第６　２　（５） 「ピアリングに関する技術要件、責任分界については既設のインターネット接続サービス(データセンタ)の事業者間で直接調整すること。」とありますが、技術要件の確認については事前に行うことは出来るのでしょうか。 閲覧等により、事前に技術要件に関する情報の開示をお願いします。	ネットワーク設計の検討に必要なため。	インターネットサービス事業者間の接続に関する要件については、当事者となる事業者間で調整願います。
3	3/25	調達仕様書　別冊-１ 第９ 保守要件定義 ４．　保守作業 （６）　仕様書・手順書の更新	9-6	調達仕様書　別冊-１　第９　４　（ロ）　イ 更新する納品物の対象に「取扱説明書」　「操作マニュアル」「機器設定手順書」とありますが、納品する通信機器が回線終端装置等のみで受注者作業員のみ操作が限定される場合は対象外との認識でよいでしょうか。	対応範囲を明確にするため。	受注者作業員のみが操作するものであっても「取扱説明書」　「操作マニュアル」「機器設定手順書」の納品物が必要です。
4	3/25	調達仕様書　別冊-１ 第９ 保守要件定義 ４．　保守作業 （１）　オンサイト対応 ホ．　障害報告	9-5	調達仕様書　別冊-１　第９　４　（１）　ホ 障害報告　「受注者は、障害内容、発生原因、対策内容等を記述した「障害報告書」を作成し、運用組織への報告を行うこと。」とありますが、障害報告書提示までの期限（障害復旧からxx時間以内）、および週次報告書作成、出席の要否についてご回答お願いします。	保守体制の検討に必要なため。	障害報告書は障害回復後速やかに提出することとし、その詳細は受注者と協議します。なお、原因究明に時間がかかる場合は、障害発生後速やかに中間報告を提出し、障害回復後速やかに障害報告書を提出することを想定しています。 また、週次報告書作成は不要ですが、週次会議に関しては、調達仕様書「第８　１．（７）　会議への出席」の記載のとおり、「運用組織から運用・保守に関する会議の出席を求められた場合は対応すること。」としています。
5	3/25	調達仕様書　別冊-１ 第８ 運用要件定義 １．　情報システムの操作・監視等要件 （３）　監視の実施	8-3	調達仕様書　別冊-１　第９　１　（３） 「24時間365日の監視及び障害受付ができる体制を有すること。」とありますが、調達事業者側で回線終端装置の一部としてルータ等を設置することは許容されるかご回答お願いします。	監視方式の検討に必要となるため。	ネットワーク設計に変更が必要になるため、許容できません

No.	回答日	仕様書 章節項	ページ	質問内容	質問の理由	回答
6	3/25	調達仕様書　別冊-１ 第１０ 導入作業の体制及び方法 ４． 導入作業内容 （４） 文書化	10-2	調達仕様書　別冊-１　第１０　４　（４） なお。「ラック搭載図」「接続図」「配線図」については、データセンタについては･･･（略）と記載さていますが、『データセンタについては』の部分は誤記との認識でよいでしょうか。	記載内容の確認のため	ご理解のとおりで問題ありません。 ご指摘のあった箇所は、別添1のとおり修正します。 また、総合評価基準表（必須項目）の項No58は、別添2のとおり修正します。 なお、総合評価基準表の作成にあたっては、評価項目を修正のうえ、作成いただきますようお願いいたします。
7	3/25	調達仕様書　別冊-１ 第１０ 導入作業の体制及び方法 ４． 導入作業内容 （４） 文書化	10-2	調達仕様書　別冊-１　第１０　４　（４）　ロ 「取扱説明書」「操作マニュアル」とありますが、納品する通信機器が回線終端装置等のみで受注者作業員のみ操作が限定される場合は対象外との認識でよいでしょうか。	対応範囲を明確にするため。	受注者作業員のみが操作するものであっても文書化は必要です。
8	3/25	調達仕様書　別冊-１ 第１０ 導入作業の体制及び方法 ４． 導入作業内容 （４） 文書化	10-2	調達仕様書　別冊-１　第１０　４　（４）　ト「機器設定手順書」とありますが、納品する通信機器が回線終端装置等のみで受注者作業員のみ操作が限定される場合は対象外との認識でよいでしょうか。	対応範囲を明確にするため。	受注者作業員のみが操作するものであっても文書化は必要です。
9	3/25	調達仕様書　別冊-１ 第１０ 導入作業の体制及び方法 ２． 機器導入作業スケジュール	10-1	調達仕様書　別冊-１　第１０　２ ハローワークシステムとして、作業可能な時間帯をご提示ください。	切替作業における体制等を検討するために必要となるため	調達仕様書の第１０－２－イに記載のとおり、機器導入作業については、データセンタにおける作業は土日祝日を含めた24時間可能です。
10	3/25	調達仕様書　別冊-３ 必須項目 No.50 （６） 仕様書・手順書の更新	9	調達仕様書　別冊-３　項No.50 更新する納品物の対象に「取扱説明書」　「操作マニュアル」「機器設定手順書」とありますが、納品する通信機器が回線終端装置等のみで受注者作業員のみ操作が限定される場合は対象外との認識でよいでしょうか。	対応範囲を明確にするため。	受注者作業員のみが操作するものであっても仕様書・手順書の更新は必要です。
11	3/25	調達仕様書　別冊-３ 必須項目 No.58 （４） 文書化	11	調達仕様書　別冊-３　項No.58 「取扱説明書」「操作マニュアル」とありますが、納品する通信機器が回線終端装置等のみで受注者作業員のみ操作が限定される場合は対象外との認識でよいでしょうか。	対応範囲を明確にするため。	受注者作業員のみが操作するものであっても文書化は必要です。
12	3/25	調達仕様書　別冊-３ 必須項目 No.58 （４） 文書化	11	調達仕様書　別冊-３　項No.58 「機器設定手順書」とありますが、納品する通信機器が回線終端装置等のみで受注者作業員のみ操作が限定される場合は対象外との認識でよいでしょうか。	対応範囲を明確にするため。	受注者作業員のみが操作するものであっても文書化は必要です。

No.	回答日	仕様書 章節項	ページ	質問内容	質問の理由	回答
13	3/25	調達仕様書　別紙５ SLA項目 １．　職業安定行政関係システムに対するサービスレベル協定 （１）　SLAを評価する上での前提条件 ロ．　サービスレベル評価項目の内容について	3	調達仕様書　別紙５　１　（１）　ロ ５　「平均故障復旧時間MTTR」について、運用組織殿からの予防交換依頼があった場合もSLA評価対象となりますでしょうか。また、SLAの始点となる、「故障がインシデントとして登録された時刻とする。」とは運用組織殿がインシデントとして登録した時刻となりますでしょうか。ご回答お願いします。	SLA協定の理解に必要なため。	予防保守は、MTTRの対象外です。 また、統合運用管理システムが故障を検出したときがインシデント登録の時刻となります。 なお、統合運用管理システムが故障を検出できない場合は、運用組織がインシデントを登録した時刻になります。

・別添1

【修正前】：「調達仕様書　別冊-１　第１０　４．（４）　文書化」

ページ	本文
10-3	受注者は、以下の文書の作成を行うこと。 なお、「ラック搭載図」「接続図」「配線図」については、**データセンタについては**職業安定局よりテンプレートを提供するので、それを使用して作成すること。 また、職業安定局より提供する図面のファイル形式については、「別紙６　図面のファイル形式」を参照すること。

【修正後】：「調達仕様書　別冊-１　第１０　４．（４）　文書化」

ページ	本文
10-3	受注者は、以下の文書の作成を行うこと。 なお、「ラック搭載図」「接続図」「配線図」については、職業安定局よりテンプレートを提供するので、それを使用して作成すること。 また、職業安定局より提供する図面のファイル形式については、「別紙6　図面のファイル形式」を参照すること。

・別添２

【修正前】：「調達仕様書　別冊-3　評価基準（必須項目）　No.58」

項No	評価項目	評価基準	回答	資料No
58	受注者は、以下の文書の作成を行うこと。 なお、「ラック搭載図」「接続図」「配線図」については、**データセンタについては**職業安定局よりテンプレートを提供するので、それを使用して作成すること。 また、職業安定局より提供する図面のファイル形式については、「別紙6　図面のファイル形式」を参照すること。 イ．本調達における導入作業の実施計画を記載した文書（「実施計画書」） ロ．本調達において納入する機器に関する文書（「機器仕様書」、「取扱説明書」、「操作マニュアル」） ハ．「厚生労働省情報セキュリティポリシー」に準拠した必要な対策を定めた文書（「機密保持管理方法」） ニ．設置した機器のレイアウトを記載した文書（「機器設置レイアウト図」） ホ．設置した機器のラック収容状況を記載した文書（「ラック搭載図」） ヘ．機器間のケーブルの結線状態を記載した文書（「接続図」、「配線図」） ト．機器セットアップ手順を記載した文書（「機器設定手順書」） チ．動作確認試験の結果を記載した文書（「動作確認試験成績書」） リ．機器導入作業における完了結果を記載した文書（「作業完了報告書」）	文書名、数量を記載した文書一覧を提示し、左記評価項目を満たしていることを示していること。		

【修正後】：「調達仕様書　別冊-3　評価基準（必須項目）　No.58」

項No	評価項目	評価基準	回答	資料No
58	受注者は、以下の文書の作成を行うこと。 なお、「ラック搭載図」「接続図」「配線図」については、職業安定局よりテンプレートを提供するので、それを使用して作成すること。 また、職業安定局より提供する図面のファイル形式については、「別紙6　図面のファイル形式」を参照すること。 イ．本調達における導入作業の実施計画を記載した文書（「実施計画書」） ロ．本調達において納入する機器に関する文書（「機器仕様書」、「取扱説明書」、「操作マニュアル」） ハ．「厚生労働省情報セキュリティポリシー」に準拠した必要な対策を定めた文書（「機密保持管理方法」） ニ．設置した機器のレイアウトを記載した文書（「機器設置レイアウト図」） ホ．設置した機器のラック収容状況を記載した文書（「ラック搭載図」） ヘ．機器間のケーブルの結線状態を記載した文書（「接続図」、「配線図」） ト．機器セットアップ手順を記載した文書（「機器設定手順書」） チ．動作確認試験の結果を記載した文書（「動作確認試験成績書」） リ．機器導入作業における完了結果を記載した文書（「作業完了報告書」）	文書名、数量を記載した文書一覧を提示し、左記評価項目を満たしていることを示していること。		